

広島市立病院の地方独立行政法人化について

1 法人化に係る経過

市立病院はこれまで、救急医療、周産期医療など市民生活に不可欠な医療や、高度で先進的な医療の提供に積極的に取り組んできた。今後も、引き続き、こうした医療機能の維持と一層の充実・強化を図る必要がある。

しかしながら、医療費の抑制を基調とした医療制度改革や診療報酬改定、医療需要の変化、医療の高度化など、今後とも医療を取り巻く環境の変化が持続すると見込まれており、様々な制約のある現在の枠組みでは、安定した経営の下でのより充実した医療サービスを提供することは困難である。

こうしたことから、病院を取り巻く環境変化に迅速、柔軟に対応し、これまで以上に質の高い安全で安心な医療を安定的に提供していくために必要とされる、市立病院の経営改善方策を検討することとした。

経営改善方策の検討に当たり、病院事業局では、学識経験者や医療関係者から意見を聴くため、平成 24 年 5 月に広島市立病院経営改善方策検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置し、現在の市立病院の現状を踏まえ、「今後の市立病院にとって、どのような経営形態が望ましいか」、あわせて、経営形態の見直しを行うのであれば、新たな経営形態の下、「市立病院間でどのような連携が必要となるか」について議論していただいた。

委員会では、11 月までの間に計 6 回の会議を開催し、今後の市立病院の経営形態（指定管理者制度を導入している安芸市民病院を除き、地方独立行政法人（非公務員型）が望ましい）と、法人移行に伴う市立病院間の連携のあり方を、最終報告としてとりまとめた。

（参考）広島市立病院経営改善方策検討委員会開催経過

開 催 月 日		内 容
第 1 回	5 月 28 日(月)	・ 検討の必要性・検討項目、進め方、スケジュール ・ 市立病院の概要
第 2 回	7 月 13 日(金)	・ 経営形態について
第 3 回	8 月 27 日(月)	・ 経営形態について ・ 中間報告（経営形態について）のとりまとめ
第 4 回	9 月 10 日(月)	・ 経営形態見直しに伴う「総合リハビリテーションセンター」の連携のあり方について
第 5 回	10 月 24 日(水)	・ 経営形態見直しに伴う「舟入病院」の連携のあり方について
第 6 回	11 月 21 日(水)	・ 最終報告のとりまとめ

本市では、この報告を受けて、平成 26 年 4 月 1 日に地方独立行政法人へ移行することとし、平成 25 年 3 月 26 日に「地方独立行政法人広島市立病院機構定款」、「広島市病院事業地方独立行政法人評価委員会条例」についての議決を受けた。

2 法人へ移行するに当たっての本市の考え方

(1) 自治体病院としての役割を変えるものではなく、引き続き市民が必要とする医療を提供する。

地方独立行政法人への移行は、経営上の課題を解消し、自由度を増すことで、市民が求める医療需要、医療の高度化に迅速、柔軟に対応できるようにするとともに、医療費の抑制を基調とした医療制度改革などに的確に対応し、安定した経営の下、安定的、継続的に医療が提供できるようにしようとするものである。

法人に移行しても、自治体病院として、本市の医療に関して重い責任を担い続ける必要があり、法人は、地方独立行政法人法に規定された仕組みに則り、市が中期目標等で示す医療を、責任をもって提供する。

(2) より良質な医療を提供するため、職場環境の改善を図る。

病院事業は、労働集約型の高い技術水準が求められる事業であり、病院は人によって支えられている。病院が、病院の経営改善にとどまらず、今後、さらに質の高い安全で安心な医療を持続的に提供できる病院にステップアップしていくためには、必要な時に必要な人材が確保され、職員が意欲的に働くことができるよう職場環境の改善が必要である。

(3) 地方独立行政法人へ移行すれば目標が達成されるというのではなく、病院を変えようとする職員の強い意欲が重要である。

法人への移行は、自治体病院として必要とされる医療を的確かつ継続的に提供するという目標を達成する手段であり、法人化さえすれば、良い病院になるものではなく、その成否は、迅速、柔軟な病院運営ができる法人制度をいかに生かすかにかかっている。今回の法人化の検討を契機に、各病院において、病院を変えようとする強い意欲を持って運営内容等に関する議論が活発に行われており、引き続きこうした機運を維持し、より良い病院づくりに取り組む。

(4) 市立病院は1つの地方独立行政法人の下で運営する。

市立病院は、病院間相互に連携し各病院の医療機能を補完し合うことで、病院群全体として本市の医療上の行政目的の達成を図っている。また、一つの病院群として各病院の役割の見直しや連携強化などを進めることで、病院群の効率的、効果的な運営が可能となる。こうしたことから、市立病院は一つの地方独立行政法人の下で運営する。

(5) 地方独立行政法人移行後も、市からの財政支援の維持等が必要である。

自治体病院の運営には常に公共性と経済性の両立が求められ、安定した経営の維持を図る必要がある一方で、法人の経営努力だけでは維持することが困難な公共性の高い医療の提供も求めある。できるだけ市からの財政支援を少なくする努力を行う必要はあるが、こうした公共性の高い医療の継続や水準を維持するためには、市からの必要な財政支援が不可欠である。

また、市として、こうした財政支援のあり方を含め、法人移行後の病院の役割、機能等に関し、協議、検討することができる体制を維持していくことが必要である。

3 地方独立行政法人制度

(1) 概要

平成 16 年 4 月に施行された地方独立行政法人法（以下「地独法」という。）により創設された制度で、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業のうち、民間に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものについて、市が、市とは別の法人格を持つ法人（地方独立行政法人）を設立し、この法人において効率的・効果的に実施させることを目的とするものである。

(2) 市との関わり

ア 設立等

- ・ 市長は、議会の議決を経て定款等を定め、総務大臣の認可を受け、法人を設立
- ・ 市長は、理事長、監事を任命
- ・ 市長は、会計監査人を選任

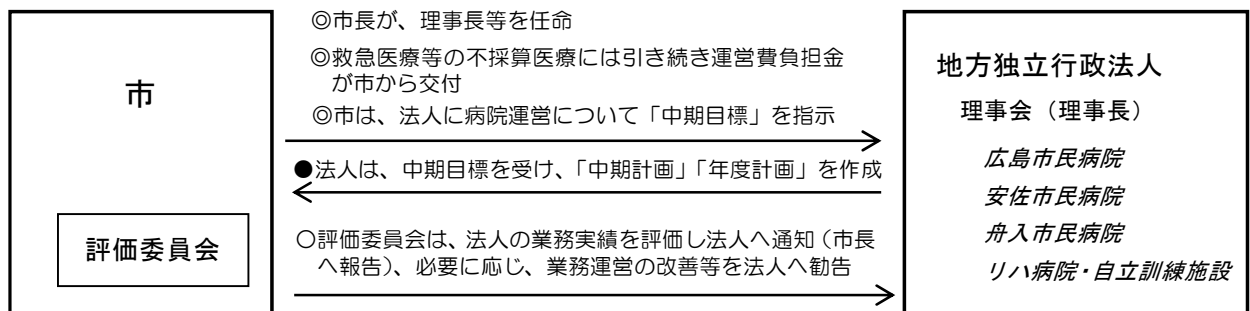
イ 計画的な業務の遂行と事後の評価制度

- ・ 市長は、「中期目標」（法人が病院事業を実施するに当たって達成すべき業務運営に関する目標）を、「評価委員会」の意見聴取、議会の議決を経て定め、法人に指示
- ・ 法人は、中期目標に示された内容に基づき「中期計画」及び毎年度の「年度計画」を作成し、計画的に業務を遂行
（※「中期計画」は、評価委員会の意見聴取、議会の議決を経て市長が認可）
- ・ 各事業年度及び中期目標期間の業務実績について、評価委員会が評価

ウ 市からの財政支援

現在、救急医療等の法人の経営努力だけでは維持することが困難な公共性の高い医療の提供に対する経費は地方公営企業法に基づき、市が負担しているが、地独法にも同様の規定があり、法人化後もこうした経費は市が負担（運営費負担金）することになる。

【市との関係】



4 法人化に向けた今後のスケジュール（予定）

年 度	内 容
平成 25 年度	・ 中期目標（案）の議会説明【9月定例会】・ 市民意見募集 ・ 中期目標、その他法人化関連議案の提案【12月定例会】 ・ 中期計画（案）の議会説明【2月定例会】 ・ 総務省へ認可申請、設立認可
平成 26 年度	・ 法人設立登記（H26. 4. 1）